

認定地域建造物資産及び登録地域建造物資産の管理等に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、名古屋市都市景観条例（昭和59年名古屋市条例第17号）第25条の3及び第25条の5の規定に基づき、認定地域建造物資産及び登録地域建造物資産（以下「地域建造物資産」という。）の管理等に関し、必要な事項を定めることとする。

（管理）

第2条 地域建造物資産の所有者等は、当該地域建造物資産を、その現状を損なわないように管理しなければならない。

（現状変更の届出）

第3条 認定地域建造物資産の所有者等が、当該認定地域建造物資産について次に掲げる行為をしようとするときは、建築確認申請等行政上の手続に着手する前4週間（行政上の手続を要しない行為にあつては、当該行為に着手する前4週間）までに、認定地域建造物資産の現状変更行為の届出書（第1号様式）により、市長に届け出なければならない。

（1） 認定地域建造物資産の増築、改築、移転、除却、大規模な修繕若しくは大規模な模様替え又は色彩を変更することとなるもの

（2） 認定地域建造物資産の敷地内（道路上に存するものについては道路上）で行う次に掲げる行為のうち、当該認定地域建造物資産に係る景観に影響を与えるもの

ア 建築物、工作物等の新築、増築、改築、移転又は除却

イ 土地の形質の変更、舗装等の変更

ウ 木竹の伐採、土石類の採取又は水面の埋立て

（3） その他市長が必要と認める行為

2 前項の規定は、次に掲げる行為については適用しないものとする。

（1） 通常の管理行為又は軽易な行為

（2） 仮設又は地下埋設の建築物又は工作物の設置に係る行為

（3） 育成などのための必要な木竹の伐採

3 登録地域建造物資産の所有者等が、当該登録地域建造物資産について第1項の規定による行為をしようとするときは、その旨を市長に報告するよう努めるものとする。

（現状変更行為の基準）

第4条 前条第1項及び第3項に規定する行為（地域建造物資産の除却を除く。）をしようとする者は、当該行為につき、できる限り当該地域建造物資産の特徴を保全するよう努めなければならない。

(助言及び指導)

第5条 市長は、第3条第1項の届出又は同条第3項の報告があった場合において、地域建造物資産としての目的を達成するため必要があると認めるときは、当該届出又は報告をした者に対して、必要な助言又は指導をすることができる。

(所有権その他の権利の移転の届出)

第6条 認定地域建造物資産の所有者等が、所有権その他の権利を移転しようとするときは、あらかじめ、所有権その他の権利を移転される者に対し、認定地域建造物資産の認定がなされている旨を知らせるとともに、認定地域建造物資産の所有権その他の権利の移転の届出書（第2号様式）により、市長に届け出なければならない。

2 登録地域建造物資産の所有者等が、所有権その他の権利を移転しようとするときは、あらかじめ、所有権その他の権利を移転される者に対し、登録地域建造物資産の登録がなされている旨を知らせるとともに、市長に報告するよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。